



国海查第501号の2
平成26年4月16日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局 検査測度課長



型式相当承認の実施について

標記について、国海查第327号（平成24年11月29日付）に基づき、IMO海上安全委員会決議 MSC.337(91)（以下、「騒音コード」という。）に規定される船員の居住区域の隔壁・床・扉等の仕切り材のうち一定の遮音性を有するもの（以下、「遮音材」という。）を下記のとおり型式相当承認の対象物件として取り扱うこととしましたので、ご連絡いたします。

記

騒音コードでは、船員の労働環境を改善する観点から居住区域の隔壁・床・扉等の仕切り材として遮音材を使用することを求めており、国内においては当該遮音材を型式承認・検定の対象物件とし、遮音性を評価することとしています。

現在、本承認体制を整えるべく国内の関係法令の改正作業が行われているところですが、施行時期については現段階では未定となっているため、関係法令施行前に製造者から遮音材の性能の評価を受けたい旨の要望を頂いた場合は、当該遮音材について「遮音材の型式承認試験基準」（国海查第479号・平成26年4月16日付）により型式相当承認を行うこととします。

なお、関係法令施行後におきましては、法令に基づいた型式承認等が実施されることとなるため、関係法令施行日を以て型式相当承認対象物件として取り扱わないこととします。

